

リスク分担表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設(設備)の損傷 (損失には、修繕工事 期間中のサービス提 供に必要な施設の仮 設経費等を含む。)	①不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰 しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべ り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人 為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの (①及び②の場合を除く。)		○
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上の もの)又は改修を要するもの(①及び②の場合を除 く。)	○	
備品の損傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係 るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による 新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞 金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要 望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
指定管理者が行う 自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設 の管理運営に生ずる損失		○
	②施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により 指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個人情報情報の漏洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管 理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
管理運営に係る事故 〔損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。〕	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		○
第三者への賠償 〔指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。〕	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
保険への加入	①施設の設置に関するもの (火災共済保険)	○	
	②施設の管理に関するもの (施設賠償責任保険等)		○
	③管理運営業務に関するもの (利用者に係る保険等)		○
業務内容の変更	①県の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの		原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。
	⑤施設 (設備) の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		
その他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○